



りそな銀行アジアニュース

2019年9月24日
りそな銀行 国際事業部

【香港駐在員事務所／台湾】

台湾の「海関進口税則」改正案について

2019年7月3日、台湾の立法会において一部農水産物に対して関税率を引き下げるとの「海関進口税則」改正案が可決しました。農水産品と加工食品 15 品目の関税率が引き下げられ、日本酒を含む穀物原料の酒の関税率は現行の 40%から 20%に半減。今回の関税率引き下げの対象には、ナガイモ、温州ミカン、冷凍ホタテ・イカ、みそ、カレールーなども含まれました。関税率の引き下げ対象は以下の通りです。

品目	従来	現在
穀物原料酒(清酒など)	40%	20%
冷凍シシャモ	1KGあたり 6.42 元／12.5%	10%
未燻製のカニ	1KGあたり 40.8 元／30%	25%
ホタテ(活・生鮮・冷凍)	1KGあたり 17.2 元／10%	5%
未燻製のホタテ(冷凍)	1KGあたり 17.2 元／10%	8%
未燻製のホタテ(乾燥・塩漬け・塩水漬け)	1KGあたり 184 元／12.5%	6.3%
未燻製のイカ(冷凍)	23.5%	18%
未燻製のタコ(冷凍)	20%	18%
ナガイモ(生鮮・冷蔵)	16%	12%
温州ミカン(生鮮・乾燥)	30%	15%
練り製品	20%	10%
みそ	30%	22.5%
マヨネーズ、サラダドレッシング	12.5%	6.3%
カレールー	15%	7.5%
固形・粉末状の肉類スープ、プロス・調整品	10%	5%

現在も福島県・茨城県・栃木県・群馬県・千葉県の 5 県産食品に対する輸入規制措置が継続しており、今回の関税引き下げは輸入が解禁できないことへの実質的な補償と見られています。

【出所:台湾財政部HP】

照会先: 国際事業部 (東京)電話 03-6704-3791
(大阪)電話 06-6268-1907

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。
* 禁無断転載